

JWTC の試験場敷地内における全面禁煙について〔ご協力のお願い〕

令和4年10月27日

一般財団法人 日本ウェザリングテストセンター

1. 喫煙につきましては、受動喫煙による健康被害の課題が顕在化していることから、社会一般において、公共施設及び民間施設を問わず、その室内及び屋外エリアは「全面禁煙」としている場合が多くなっております。一方、JWTC 銚子及び宮古島暴露試験場では、来訪される試験依頼者等の皆様の喫煙への配慮として、限定された箇所における喫煙をこれまで事実上容認してまいりました。
2. しかしながら、喫煙は火気を伴うため屋外であっても火災の危険性が常にあり、また、JWTC は試験依頼される多くの皆様が来訪される極めて公共性の高い機関でありますので、喫煙が社会問題となっている情勢の中において、JWTC 職員及び来場される依頼者等の方々に対する喫煙を今後とも許容することは適切ではないと考えております。
3. したがって、JWTC 銚子及び宮古島暴露試験場の「敷地内」における喫煙につきましては、今後、次のように致しますので、ご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。
 - (1) 銚子及び宮古島暴露試験場の「敷地内」においては「全面禁煙」といたします。
 - (2) 対象は、JWTC 職員、試験依頼者等の皆様の他、管理業務等の外注先の関係者、敷地内での工事関係者においても、敷地内での「全面禁煙」についてご協力をいただきます。
 - (3) 宮古島海岸暴露場及び旭川暴露試験場においても同様といたします。
 - (4) 開始時期につきましては、令和4年11月1日(火)とさせていただきます。

ご不便をお掛け致しますが、ご協力方よろしくお願い申し上げます。

以上